

会 議 名	第6回大熊町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成30年3月28日(水) 午後13時30分～午後13時45分	
場 所	福島県庁5階 正庁	
復興整備事業	大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	大熊町	企画調整課 課長 永井 誠
		復興事業課 課長 志賀 秀陽
	福島県	企画調整部土地・水調整課 主任主査 星 徳博
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 主幹兼副課長 五十嵐 昌徳
		土木部都市計画課 課長 諏江 勇
	土木部町づくり推進課 主幹兼副課長 大竹 和彦	
協議内容		
<p>1. 開会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者紹介</li> <li>・会議の公開の有無について(公開)</li> <li>・傍聴の注意事項</li> <li>・議長紹介</li> </ul> <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)</p> <p>それでは議事に入る前に、私から大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p><b>【別紙、「現状と課題」により説明】</b></p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 課長 永井、説明者:大熊町復興事業課 課長 志賀)

(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)

本日、協議する事項は1点であります。

復興事業である大川原地区復興拠点整備事業に伴う復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更です。

なお、当該都市計画の決定は、復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、同意を得ることを要しない事項となっていることを申し添えます。

協議の進め方ですが、計画変更の概要及び都市計画の変更について、大熊町から説明します。

それでは、大熊町から計画変更の概要について説明願います。

(説明者:大熊町復興事業課 課長 志賀)

それでは、大熊町復興整備計画の変更点について説明させていただきます。

【様式第2、都市計画図書、様式第8の変更点について説明】

(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)

都市計画の変更について、福島県都市計画課様からご意見ありませんか。

(出席者:土木部都市計画課 課長 諏江)

町の都市計画審議会を経ている変更であり、特に意見はありません。

(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)

他にご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 課長 永井)

特に意見がないようですので、以上で本日の議事を終了いたします。

なお復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更については異議無いものとし、復興特区法第48条第9項の規定に基づき、大熊町復興整備計画の変更を公表することで、都市計画の変更

があったものとみなされます。本日協議しました「大熊町復興整備計画の変更」については、3月30日(金)に町HP等で公表したいと考えております。

5. 閉会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)

**【協議結果】**

大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第48条第9項の規定に基づき、大熊町復興整備計画の変更を公表することで、都市計画の変更があったものとみなされる。